第三者評価結果

A-1 保育内容

第三者評価結果

A-1-(1) 保育課程の編成

【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的 な計画を作成している。

а

〈コメント〉

全体的な計画は園長が原案を作成し、リーダ層に提示し、職員会議で意見を聞き作成しています。計画書作成時は保育所の社会的責任・役割や基本的人権の尊重など児童福祉法や保育所保育指針の趣旨を踏まえています。また保育理念・方針を基に、人との関わりの中で自主・自立、自律の土台を培う、自己肯定感を持ち、他者を愛せる心情を育む、などの保育目標を立案しています。

計画書は発達過程を8段階(6か月未満・6か月~1歳3か月未満・1歳3か月~2歳未満・おおむね2歳・3歳・4歳・5歳・6歳)で捉え、各段階別の養護・教育の計画と食育・保健・地域支援の計画を立案しています。また説明責任、情報保護、苦情処理・解決、職員の質的向上も盛り込んでいます。全体的な計画は年度末に、園長とリーダー層が見直しを図り、職員会議、クラス会議の中で確認して、次年度の計画を立案しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

а

〈コメント〉

保育室内は明るく、室温は24~25度に設定し、床暖房で子どもは靴下を脱いで過ごしています。 換気はコロナ禍で常に窓を開け扇風機も併用しています。感染症対策ガイドライン等に則り衛生管理し、毎日おもちゃや子どもの手が触れる個所を消毒しています。寝具は敷マットレスはリースで消毒し、シーツと上掛けは保護者が週1回交換しています。室内やトイレ掃除は毎夕行っています。家具は素材に配慮し角の丸い木製のテーブル、椅子などを使用しています。子どもがくつろげるソファも置いています。遊具は発達に合ったフエルトや毛糸などの手作りのおもちゃ、本物のキッチン道具なども用意しています。

食事メニューは文字と絵で表示しています。食事は3~5歳児はランチルームで摂り、2歳児は食事と遊びの空間を棚で仕切るなどの工夫をしています。睡眠時は棚を裏返し壁につけ、広く落ち着けるスペースとするなど子供が過ごしやすい環境整備に努めています。

【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた 保育を行っている。

а

〈コメント〉

園の方針として一斉保育ではなく、担当制をとり、一人ひとりに対応する時間、場面を大切に取り組んでいます。個別計画では個々の特性を生かし、家庭環境にも配慮し作成しています。発語への働きかけは、子どもの発する言葉を否定はしない、「ちょっと待って」を言わない、言葉を聞き出す、相槌を打つ、語り掛けることなどに配慮しています。

更に、身振りで表現したことを言葉で返す、生活の中の言葉や遊びの中から言葉を豊かに使う、歌やリズムに合わせ手足を体で表現するなど、子どもの話したい気持ちを受け止めながら、年齢に応じて様々な場面での言葉や表現の表出に向け取り組んでいます。新しいことに取り組む時は、1対1で対応するなどの配慮をしています。保育士が不適切な言葉を投げかけている場面では直接その場で指導しています。

【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

〈コメント〉

基本的生活習慣として着脱、食事、排泄、身の回りのことが自分でできるように援助しています。子どもと保育士は0歳児は3:1、1歳児は4:1、2歳児は4~5:1の担当制をとり、一斉でなく小単位で流れる日課を工夫しています。保育士は年齢や一人ひとりの状況に応じた声掛けを行い、子ども自身が行うようじっくり見守り、出来た時はほめ、自分でできる喜びを感じられる様に取り組んでいます。

衣服の着脱・調節・管理などを身に付けたり、食事は手づかみからスプーン、箸の使用や三角食べなどが出来るように働きかけています。排泄は自立に向けて個々の排泄間隔や成功回数を把握し、誘導、声掛けなどにより便器に座る習慣づけなどに取り組んでいます。一日一回は外遊びをする時間を作り、食後は順次午睡をとるなど、活動と休息のバランスにも配慮しています。

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの 生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

〈コメント〉

遊びのねらいと共に、思考力の芽生え、言葉による伝え合い、生命の尊重、豊かな感性と表現、協同性など「幼児期に育てたい10の姿」を意識し、子どもが主体的に生活と遊びを豊かにする保育を行っています。棚を子どもの目線の高さにし、棚の中のおもちゃの写真を貼り、自主的におもちゃを選び、片付けるよう環境を整備しています。

週2回の運動遊びのほか、一日一回は外遊びをする時間を作っています。コーナー遊びで、同じ 興味のある友達と協同して遊ぶ、喧嘩をする、仲直りをする、共同で作品作りをするなどの活動を 通して子ども同士の関係を育んでいます。公園への散歩では、地域の人と挨拶や、交通ルールを 守るなど社会的ルールや態度を身に付けられるよう配慮しています。公園では季節の虫や花、 木々とふれあい、持ち帰った木の実や落ち葉で作品を作るなど、表現活動につなげています。買 い物など社会体験を得られる機会も設けています。

【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

〈コメント〉

O歳児は園での長い時間の中で、午前睡と午睡の子ども、午睡のみとする子どもなど、それぞれの子どもに応じた休息と活動に配慮しています。おもちゃは、よく識別できる黒、赤、黄色などはっきりした色を基本とし、布や木製、感触の良いものなど材質や素材に配慮したり、自分の行為との因果関係を理解できるように、自分が動かせば音が出るおもちゃなどを提供しています。

ゆったりした中で、1対1であやし、語りかけ、ふれあい遊びをして喃語や発語を促すなど、保育者との間に安心感を育んでいます。授乳から離乳食へは、もぐもぐと口の動きを見せ、スプーンを使ってこぼしたりしながら自分で食べようとする意欲を育てています。排泄ではおむつ交換で気持ちよさを感じること、時間を見てトイレに座ることなど、一人ひとりに必要な保育を行っています。保護者とは毎日の送迎時に口頭や連絡帳で必ず一言園での様子を伝えるなど、家庭との連携に努め、成長を見守っています。

【A7】 A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

1歳児から2歳児では、おもちゃの素材や材質の工夫、量と質の充実、コーナーづくりなど、自発的に遊べる環境を整備しています。年1~2回、おもちゃの入れ替えや季節に応じた虫や花の本の入れ替えも行っています。色々な発想ができるように毛糸素材、平面パズルや組み立てパズルなども用意しています。子どもが主体的に好きなおもちゃを出したり、片付けたりできるように子どもの手の届く棚におもちゃの写真を貼るなど行っています。

保育士は自分でやろうとする子どもの気持ちを大切に、出来た時は褒め、出来ないときはさりげなく援助をしています。遊びや生活の様々な場面でのトラブルでは、保育士が仲立ちをし、互いに相手を認めたり、思いやる心を育てるように取り組んでいます。保護者に向けては、その日の活動からエピソードを取り上げて掲示するなど、家庭との共通認識を築き、連携につながる取組を工夫しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

〈コメント〉

3歳児では友達との貸し借り、順番、交代など子ども同士で様々な関わりを持ち遊んでいます。また物の仕組みや性質、図形や色、数、形などに関心を持ちはじめ、楽器を提供し音楽に親しむ、栽培した野菜を調理する、はさみなどの道具を使い、身近な素材を切るなどの取組を行っています。4歳児は当番など役割を持つ、異年齢保育では散歩時に下の子の面倒を見る、お手本を示し始めるなどの時期です。仲間とのつながりが強くなる一方、喧嘩も増えてくるため、子どもが自分たちで解決し、仲直りできるように職員は極力見守りますが、困難な場合は仲裁に入り、相手の気持ちを考えられるように関わっています。

5歳児では行事を通して、子ども同士で話し合い、協力して、役割を持ったり、他の人の役に立つことがうれしいと感じる機会を作っています。保護者や就学先の小学校などに向けては、集団生活での決まり事などを学んでいる子どもの育ちについて伝えています。

【A9】A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備 し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

障害のある子どもには、保育補助1名をつけ、障害児保育計画書を作成しています。物の配置を常に一定にする、いつも同じ時間に同じことをするなど、時間のマネジメントを行ったり、具体的な見通しが持てる言葉「6になったら片付けようね」と伝えるなどの配慮をしています。イレギュラーな事の発生や環境が変わる時は活動時間の短縮もしています。他の子どもと一緒に活動し、トラブルにも配慮し見守っています。

保護者との連携は密にし、毎日の送迎時には言葉を交わし、連絡帳では必ず一言記入しています。必要に応じて療育センター、保健師、児童相談所と書面や電話で情報の共有を図るなど、関係機関と連携しサポートしています。療育センター職員が年1回来園し保育士の関わりについての助言を行っています。職員は市主催の「障害児保育」のほか、キャリアパス対応の「障害児保育」等の研修を毎年受けています。

【A10】A-1-(2)-9 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

長時間保育(延長保育)は7:00~8:30、18;30~21:00(土曜日は19:00)としています。職員は2名で対応しています。乳児から5歳児まで同じ保育室で過ごしています。食事は18:30以降のお迎えでは軽食、19:00以降のお迎えでは希望に応じ夕食を提供しています。朝早くから長時間に及ぶ保育のため、子どもに疲れがたまらないように、必要に応じ夕寝を取る事もあります。保育士を一人で独占した状態で、ゆっくり絵本を読み聴かせるなど、子どもが寂しくないように過ごしています。また普段は出さないお楽しみ玩具を提供し、異年齢の子ども達も一緒に楽しみにしています。

遅番職員は、日中の職員から日中の様子の申し送りを受け、お迎え時には、日中から引継いだ内容も含めて保護者に口頭や連絡帳で報告し、家族との連携を図っています。 今年度はコロナ禍のため在宅勤務者が多く、利用者が少ない状況です

【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

〈コメント〉

年長児については小学校入学に向けての取組を保育計画に記載し、取り組んでいます。今年度は コロナ禍のため近隣保育園や小学校との交流が実施できていませんが、例年は子どもも職員も近 隣保育園や小学校、同法人の学童との交流を図り、小学校生活へのスムーズな移行に向けて仲 間作りや楽しみが持てる取組を行っています。

幼保小教育交流事業では近隣小学校での学校探索訪問などで小学生との交流を図っています。 就学に向けては10月から翌3月卒園迄の、アプローチカリキュラムを作成し、スムーズな小学生 の移行に繋げています。職員は年2回幼保小教育連携研修(学びに向かう力を育む)の参加や卒 園児の申し送りをし、連携を図っています。卒園児の保護者である小学校長が来園し就学前懇親 会を開催し、保護者からの不安に応える機会を設けています。また個人面談では子どもの成長 や、アプローチカリキュラムの内容などを伝えています。

A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

〈コメント〉

保護者には重要事項説明書で健康管理、病気の時の対応、感染症、乳幼児突然死症候群などについて園の方針や対応を説明しています。園だよりにはインフルエンザ、新型コロナウィルス、ノロウィルスなど感染症について園の対応や家庭での注意事項などを記載し配布しています。保護者からの送迎時の健康相談や連絡帳の内容は朝の申し送り時に、また既往歴や受診の情報、健康に関わる情報などは会議などで情報の共有を図っています。職員は年2回の小児救急法や保健衛生に関する園内研修等を受講しています。

保育の全体的な計画では保健の計画により生活リズムの確立、衛生的・清潔な環境作り、感染症予防・蔓延防止、検診などに取り組むこととしています。乳幼児突然死症候群防止のため、うつぶせ寝禁止、ゲップ後に寝かせるなど注意を図っています。ブレスの確認を「呼吸チェック表」に記録しています。保護者には入園時に説明し、情報を提供しています。

【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。

а

〈コメント〉

職員は毎日、子どもの健康状態の観察と、毎月の身体測定を行っています。嘱託医により全園児対象に年2回の健康診断と歯科検診、3歳児を対象に年1回の視聴覚検診、3歳児以上を対象に尿検査を実施しています。健診結果は健康台帳に記録し、職員間で共有を図っています。

月間計画では、歯みがきやうがいのほか、公園への散歩で歩行距離を延ばしたり、体操や外遊びで身体を動かすこと、衣類調節を行い薄着で過ごすことなどにも取り組み、保育の中で健康維持を図っています。家族には健康診断や歯科検診などの結果を配布し、家庭での可能な取組を促しています。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

〈コメント〉

市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り「つばさ保育園アレルギー対応マニュアル」を策定し、適切な対応に努めています。家族には重要事項説明書などでアレルギー対応について説明しています。子どもにアレルギー疾患がある場合、医師の指示書や「アレルギー疾患生活指導表」など書類の提出を求めています。保護者へは、初めてアレルギー症状が出た場合の対応、家庭で誤食した場合の対応、園の除去食についてなどを説明すると共に、随時情報交換を行い、必要な情報共有を図っています。

食事の提供については、アレルギー食材別献立表の作成、調理師の食材のダブルのチェック、氏名とアレルゲンを明記した専用トレイの使用、配膳時の保育士と調理師のダブルチェックなどを行っています。アレルギー疾患のある子どもの食事は他児とは別のテーブルを用意し、他児にも誤食防止に向けた説明を行い、理解を促しています。

A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

а

〈コメント〉

栄養士が食育計画を、保育士が月間援助計画の中に食育の計画を作成し、定期的に見直しをしています。子どもに食べられる量を聞いて保育士が盛り付けしたり、嫌いなものを「少しでも食べよう、1回だけ食べよう」など声を掛けています。三角食べを意識する、こぼさずに食べるなど発達段階に応じた取組を行ってます。食に関心が深まるように季節の野菜や行事食を楽しみ味わう、友達と一緒に楽しく食べるために食事のマナーを身につける、身近な材料で味噌汁やおやつなどの調理をする、夏野菜を栽培する、食物と体について学ぶことなどに取り組んでいます。食器は陶器を使用しています。食事環境は0~2歳児までは、保育士と1対1、又は小グループで、3歳児以上はクラスごとに、ランチルームでそれぞれ時間をずらし少人数単位で食べています。保護者には昼食のメニューのサンプルの掲示や給食だよりの配布や食育の取組を伝え、連携

【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

〈コメント〉

に努めています。

栄養士が食育計画を、保育士が月間援助計画の中に食育の計画を作成し、定期的に見直しをしています。子どもに食べられる量を聞いて保育士が盛り付けしたり、嫌いなものを「少しでも食べよう、1回だけ食べよう」など声を掛けています。三角食べを意識する、こぼさずに食べるなど発達段階に応じた取組を行ってます。食に関心が深まるように季節の野菜や行事食を楽しみ味わう、友達と一緒に楽しく食べるために食事のマナーを身につける、身近な材料で味噌汁やおやつなどの調理をする、夏野菜を栽培する、食物と体について学ぶことなどに取り組んでいます。食器は陶器を使用しています。食事環境は0~2歳児までは、保育士と1対1、又は小グループで、3歳児以上はクラスごとに、ランチルームでそれぞれ時間をずらし少人数単位で食べています。保護者には昼食のメニューのサンプルの掲示や給食だよりの配布や食育の取組を伝え、連携に努めています。

第三者評価結果

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を 行っている。

а

〈コメント〉

0~2歳児は毎日連絡帳を使用し、3歳児以上は日誌に記載した活動の様子をホワイトボードに貼り、必要に応じて連絡帳も併用しています。年2回程度行う個人面談では食事や生活リズムなどについて保護者の相談に応じたり、園や家庭での子どもの様子を共有しています。面談内容については面談記録を作成しています。

様々な機会に、保護者が保育の意図や内容を理解できる様に取り組んでいます。子どもの様子をDVD撮影し、年齢ごとに身支度、散歩、遊び、食事、午睡など朝からの活動の流れを約30分に編集した上で、クラス懇談会で視聴の機会を設け、子どもの成長を共有しています。また、これとは別に子どもの生活を撮影し、保育園・幼稚園専用のサイトで公開し(要パスコード、パスワード)、保護者が視聴できるようにしています。

冬のお楽しみ会など行事の際は、写真で日常の様子を展示したり、玩具を展示しています。保育 参加も随時実施しています。園だよりは月1回発行し、園長からの発信のほか各クラスのエピソー ド、給食だよりなどで構成しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

а

〈コメント〉

O~2歳児は毎日連絡帳を使用し、3歳児以上は日誌に記載した活動の様子をホワイトボードに貼り、必要に応じて連絡帳も併用しています。年2回程度行う個人面談では食事や生活リズムなどについて保護者の相談に応じたり、園や家庭での子どもの様子を共有しています。面談内容については面談記録を作成しています。

様々な機会に、保護者が保育の意図や内容を理解できる様に取り組んでいます。子どもの様子を DVD撮影し、年齢ごとに身支度、散歩、遊び、食事、午睡など朝からの活動の流れを約30分に編 集した上で、クラス懇談会で視聴の機会を設け、子どもの成長を共有しています。また、これとは別 に子どもの生活を撮影し、保育園・幼稚園専用のサイトで公開し(要パスコード、パスワード)、保護 者が視聴できるようにしています。

冬のお楽しみ会など行事の際は、写真で日常の様子を展示したり、玩具を展示しています。保育参加も随時実施しています。園だよりは月1回発行し、園長からの発信のほか各クラスのエピソード、給食だよりなどで構成しています。

【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

〈コメント〉

日頃から、保護者とは送迎時の会話や連絡帳の活用すると共に、定例及び随時の個人面談により、家庭環境を理解し、保護者のサポートに努めています。虐待等権利侵害の兆候を発見した場合は、担当から、主任保育士、園長へと順に報告を挙げ、対応を協議しています。必要に応じて区の保健師や児童相談所と情報共有したり、関係機関とのカンファレンスに参加するなど、関係機関と連携を図り、保護者への援助を行っています。

毎年、虐待など権利侵害について職員に理解を促すため、年度初めの職員会議で起こりがちな事例をもとに職員に説明をして、共に考えています。各クラスには「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を備えています。職員は児童相談所主催の児童虐待防止や対応をテーマとした研修も受講しています。

A-3 保育の質の向上

第三者評価結果

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めてい

а

〈コメント〉

年間指導計画は四半期毎、月案、個人案は月末にクラス毎に自己評価を行っています。月案では「子どもの姿およびかかわりの評価」として自己評価欄を設けています。自己評価の内容は2歳児では、保育士が入らず子どもだけで遊びが成立する場面を捉え、子どもの成長を認めたり、4歳児では声掛けのタイミングや頻度、トラブル後に時間を置いて改めようとする子どもの姿などを捉え、「子どもの思いを大事に、今後も伸ばしていかかれるように」と、具体的な子どもの姿と職員の関わりを記載し、振り返りをしています。

年1回の園の自己評価は、各保育士が保育指針に沿ったチェックリストと自由意見により行い、園長がとりまとめています。園長は、次年度からこの評価方法を大幅に見直し、各クラスに、写真とコメントによるエピソード記録を用いた「保育ドキュメンテーション」の作成を求め、これに園長の評価を加えた自己評価に代える方針です。